

入札される方へ

- 1 公売参加の手續等については、「公売参加の方法」を御覧ください。
- 2 公売財産の内容については、「公売財産明細書」を御覧ください。
- 3 入札当日には、次のものを御持参ください。
 - (1) 公売保証金（現金又は銀行振出しの小切手）

※ 使用できる小切手は、その財産の公売を担当する市町に事前に御確認ください。
 - (2) 収入印紙 200円（売却区分番号ごとに必要）

営利法人又は個人の不動産業者として参加した方が、公売保証金の返還を受けるときに必要になります。
 - (3) 買受適格（者）証明書
公売財産が農地の場合に必要です。
 - (4) 委任状
代理人が入札する場合に必要です。委任の事実を確認する必要がある場合においては、本人に電話で確認する場合があります。御了承ください。
また、提出時には、代理人の本人確認を行いますので、運転免許証等を持参ください。
 - (5) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
入札までに陳述書の提出が確認できない場合、入札をすることができません。
※ 字体は鮮明に、インク又はボールペンで御記入ください。なお、印字されたもの又はゴム印等でも差し支えありません。
 - (6) 法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）（原本）
入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）が法人の場合、発行後3か月以内の原本の提出が必要です。
 - (7) 宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証（写し）
入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しの提出が必要です。
- 4 公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず御確認ください。
問合せは、各公売実施機関へお願いします。
（「公売財産のお問合せ先」を御覧ください。）